

参 考
-----

## ○技能検定委員選考基準

## ◎随時2級（次のいずれかに該当する者） ※受検者の所属する企業の者は選任しないこと

選任区分	選 考 基 準	
a	当該検定職種（作業）の特級、1級又は単一等級の技能検定に合格した者であって、当該検定職種（作業）に関し15年以上の実務経験又は教育訓練の経験を有する者	
b	次のいずれかに該当する者であって、当該検定職種（作業）の特級、1級又は単一等級の技能検定に合格した者と同等以上の技能又は技術を有する者	
	(a)	事業所等において、当該検定職種（作業）に関する管理部門、技術部門若しくは教育訓練部門の課長級以上の地位にある者又はこれらの地位にあった者
	(b)	短期大学（高等専門学校及び旧専門学校を含む。）以上の学校、応用課程若しくは専門課程の高度職業訓練（旧養成訓練を含む。）、特定応用課程若しくは特定専門課程の高度職業訓練、長期課程又は短期養成課程若しくは長期養成課程の指導員訓練において、当該検定職種（作業）に関する学科を修めて卒業又は修了し、その後当該検定職種（作業）に関し10年以上の学識経験を有する者（学識経験には、学校、職業能力開発校（旧職業訓練校を含む。）、職業能力開発大学校等において教育・訓練を行った経験を含む。）

## ◎随時3級（次のいずれかに該当する者） ※受検者の所属する企業の者は選任しないこと

選任区分	選 考 基 準	
a	当該検定職種（作業）の特級、1級の技能検定に合格した者であって、当該検定職種（作業）に関し5年以上の実務経験又は教育訓練の経験を有する者	
b	次のいずれかに該当する者であって、当該検定職種（作業）の特級、1級の技能検定に合格した者と同等以上の技能又は技術を有する者	
	(a)	事業所等において、当該検定職種（作業）に関する管理部門、技術部門若しくは教育訓練部門の課長級以上の地位にある者又はこれらの地位にあった者
	(b)	短期大学（高等専門学校及び旧専門学校を含む。）以上の学校、応用課程若しくは専門課程の高度職業訓練（旧養成訓練を含む。）、特定応用課程若しくは特定専門課程の高度職業訓練、長期課程又は短期養成課程若しくは長期養成課程の指導員訓練において、当該検定職種（作業）に関する学科を修めて卒業又は修了し、その後当該検定職種（作業）に関し5年以上の学識経験を有する者（学識経験には、学校、職業能力開発校（旧職業訓練校を含む。）、職業能力開発大学校等において教育・訓練を行った経験を含む。）
c	当該検定職種（作業）の2級の技能検定に合格した者であって、当該検定職種（作業）に関し10年以上の実技経験又は教育訓練の経験を有する者	

参 考
-----

◎基礎級（次のいずれかに該当する者） ※受検者の所属する企業の者は選任しないこと

選任区分	選 考 基 準
a	当該検定職種又は当該検定職種に関連する検定職種の特級、1級又は2級の技能検定に合格した者
b	当該検定職種又は当該検定職種に関連する検定職種に関し、10年以上の実務経験又は教育訓練の経験を有する者
c	事業所等において、当該検定職種又は当該検定職種に関連する職種に関する管理部門、技術部門若しくは教育訓練部門の課長級以上の地位にある者又はこれらの地位にあった者
d	短期大学（高等専門学校及び旧専門学校を含む。）以上の学校、応用課程若しくは専門課程の高度職業訓練、特定応用課程若しくは特定専門課程の高度職業訓練、長期課程又は短期養成課程若しくは長期養成課程の指導員訓練において、当該検定職種又は当該検定職種に関連する職種に関する学科を修めて卒業又は修了した者
e	当該検定職種又は当該検定職種に関連する職種の職業訓練指導員免許を有する者